

弘前学院大学の教育の内部質保証に関する方針

1. 基本的な考え方

弘前学院大学の建学の精神および弘前学院教育方針に基づき、弘前学院大学教育理念の実現に向けて、教育の諸活動について点検・評価を行い、その結果を踏まえて見直し・改善を図りつつ、教育の質の向上に向けた不断の改革を推進する。

2. 責任・役割

- (1) 教育の内部質保証に関する統括責任者は、学長とする。
- (2) 教育の内部質保証を推進する中核的組織として、弘前学院大学教育推進会議（以下「教育推進会議」）を置く。
- (3) 教育の内部質保証において、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針）を基軸として教学マネジメント体制を組織化し、これを核とする教育課程に関するPDCAサイクルを構築し、その実質化を全学的に推進する。
- (4) 自己点検・自己評価を内部質保証の基本とし、全学の組織・教職員が自覚と責任をもって実施する。
- (5) 教育の内部質保証の客観性、信頼性を確保するため、外部評価を受ける。
- (6) 統括責任者は、教育の内部質保証に係る情報を社会に公表する。

3. 推進体制

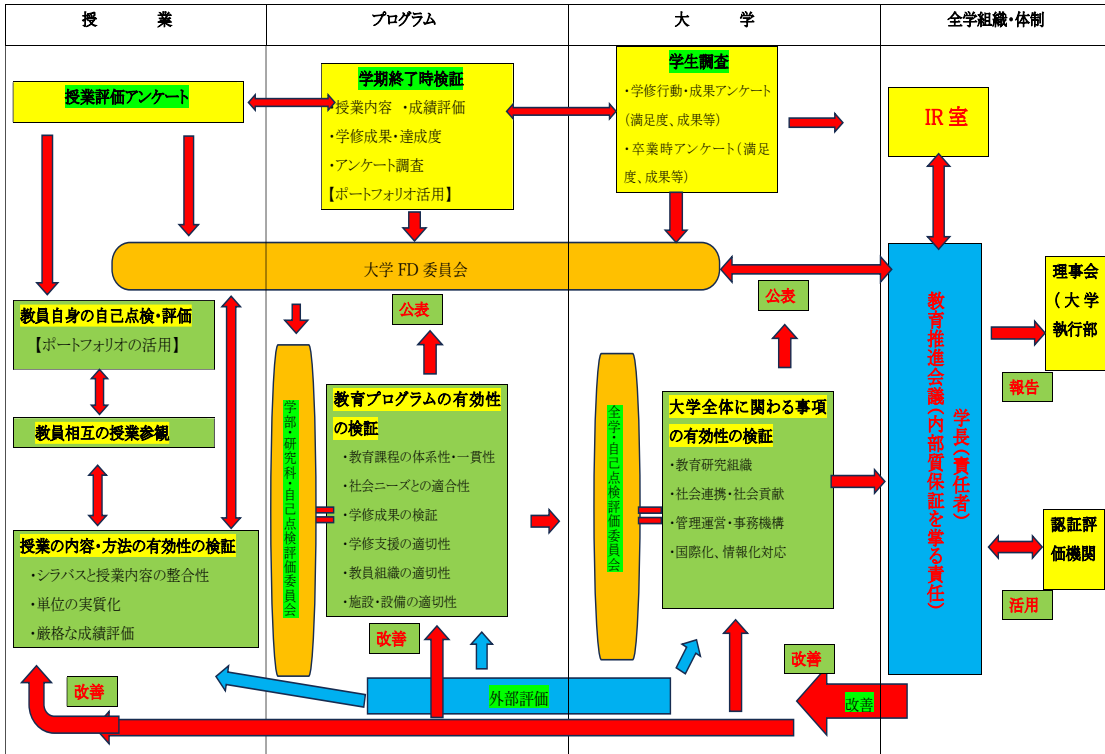
- (1) 教育推進会議は、大学及び研究科・学部・附置研究所等の各部局において、点検・評価、見直し・改善、それらを踏まえた実行等のPDCAサイクルが、適切に機能するよう連携し、必要に応じて、依頼、助言、提言、指示等を行う。
- (2) 大学及び研究科・学部・附置研究所等の長においては、関係する他の部局等と情報を共有し、連携を図りつつPDCAサイクルを推進し、教育の質の維持・向上を図り、その取組状況を教育推進会議に報告するものとする。

4. 検証及び改善

- (1) 教育推進会議は、内部質保証に関する取組について、弘前学院大学自己点検・自己評価委員会に諮り、また外部評価を行うことによって、教育の内部質保証の推進の適切性、有効性を定期的に検証する。
- (2) 教育推進会議は、前項の検証を踏まえ、必要に応じて推進体制の改善を図る。

以上を図式化したのが、全学内部質保証システム体制図及び全学的教学マネジメント体制である。

全学内部質保証システム体制図



全学的教学マネジメント体制

